

令和 2 年度実施施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	令和12年度の温室効果ガス排出を平成25年度比26%削減(平成17年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減及び今世紀後半のできるだけ早期の「脱炭素社会」実現を目指すこととしていた(測定指標における目標値は本目標に基づく)。令和2年度以降に掲げられた目標としては、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	124,211	135,928	162,327	147,165
		補正予算(b)	27,000	2,600	58,430	-
		繰越し等(c)	▲ 30,683	11,047	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	120,528	149,575	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)		96,902	114,707	(※記入は任意)	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定、同月26日に国連提出) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和2年3月30日地球温暖化対策推進本部決定、翌日に国連提出) ・第二百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(令和2年10月26日) ・第二百四回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日) ・地球温暖化対策推進本部における菅内閣総理大臣締め括り発言(令和3年4月22日) 					

測定指標	温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	
		14億800万	13億400万	12億9,100万	12億4,700万	12億1,200万	-	10億7,900万	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	
		12億3,500万	11億2,600万	11億1,000万	10億6,500万	10億2,900万	-	9億2,700万	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	
		1億3,440万	1億2,870万	1億2,960万	1億2,890万	1億2,740万	-	1億2,350万	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	
		3,910万	4,880万	5,100万	5,290万	5,540万	-	2,890万	-
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	
吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度		
	-	5,000万	5,130万	5,110万	4,590万	-	約3,700万	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	約4,690万	-	-	
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度		
	-	214万	515万	664万	1,034万	1,348万	-	○	
年度ごとの目標	-	120万	240万	420万	480万	600万	-	-	
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度		
	-	1.1万	1.4万	9.5万	28.3万	36.4万	-	△	
年度ごとの目標	-	-	-	-	25万	40万	-	-	

	<p>目標達成度の 測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和元年度の温室効果ガス排出量は、前年度比2.9%減、平成25年度比14.0%減となった。平成25年度以降、6年連続での減少となり、排出量を算定している平成2年度以降で最少の排出量となった。前年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少(製造業における生産量減少等)や、電力の低炭素化(再エネ拡大)に伴う電力由来のCO2排出量の減少等が挙げられる。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は引き続き増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(令和元年度は前年度比4.7%増)したことが原因である。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和2年度の吸収量目標値は、京都議定書第二約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、令和12年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。 ○令和元年度の吸収量の数値は、令和2年度目標値をわずかに下回ったが、令和12年度目標値は上回っている。ただし、今後、森林の高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p>【COOL CHOICEの賛同者数】 ○COOL CHOICEの賛同者数(個人)については新たに約300万人から賛同を得ており、着実にCOOL CHOICEの認知・取組を拡大している。賛同事業所数(団体、企業、自治体)については新たに約8万事業所から賛同を得ており、引き続き認知・取組の拡大に努めてまいりたい。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○平成28年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入等の施策を推進している。 ○令和元年6月11日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。 ○パリ協定を踏まえ、平成27年に提出した日本の約束草案(INDC)を前提としつつ、令和2年3月に新たに「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に実行される仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○平成28年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。 ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ、(森林経営活動は林野庁の所管)関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、木材を始めとしたバイオマス製品による炭素貯留についても推進しており、農地へのバイオ炭の貯留による効果について、2021年4月に提出した我が国のインベントリに含めて報告を実施した。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○令和2年度は、省エネ家電への買換え、新築住宅のZEH化・既存住宅の断熱リフォーム等を中心に、国民への訴求を行った。また、危機意識醸成・行動変容促進を目的として、気候変動×防災をテーマとした動画をYouTubeで公開、さらに、WEB・SNSを活用した情報発信、これまで制作した各種ツールの貸出しを行った。 ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO2排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO2排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、家庭部門における取組は着実に進展している。家庭部門4割削減の達成に向け、引き続き国民全体への働きかけのほか、ノンステートアクター(自治体・企業・NPO等の非政府主体)との連携によるCOOL CHOICE促進により、国民一人ひとりのライフスタイルの更なる脱炭素化を目指す。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○令和元年6月11日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」についても、菅総理の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ見直しの検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p>○令和3年4月22日の地球温暖化対策推進本部における菅総理の「2050年目標と総合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」という表明に沿って検討を進め、地球温暖化対策計画やNDCとして、政府決定を行っていく。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【代替フロン等ガスの排出抑制】</p> <p><施策></p> <p>○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○今後決定する新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【吸収源対策】</p> <p><施策></p> <p>○令和2年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行うとともに、ブルーカーボンなど多様な吸収源分野についてモニタリング手法など技術的な課題の整理、無対応方針の検討など必要な知見の集積を進めていく。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【国民への普及啓発】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化は待ったなしの課題であるという危機意識を共有するとともに、室内温度の適切な設定、省エネ家電・LED照明・エコカーへの買換え、新築住宅のZEH化・既存住宅の断熱リフォーム、エコドライブ等の地球温暖化対策に資する行動に結びつける。</p> <p><測定指標></p> <p>○これまで国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めてきたところ。現在関係省庁とともに検討を進めている地球温暖化対策計画の見直しにあわせて、測定指標についても引き続きCO2削減効果算出方法等の検討を進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論や、見直しに向けた審議を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の平成25年改正事項に係る使用時漏えい対策の施行状況の把握や、機器廃棄時の回収率向上に向けた技術的検討のため、有識者からなるワーキンググループを開催し、助言をいただいた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素化イノベーション研究調査室 脱炭素ライフスタイル推進室	作成責任者名	坂口芳輝(脱炭素社会移行推進室長) 豊住朝子(フロン対策室長) 辻原浩(脱炭素化イノベーション研究調査室長) 岩山政史(脱炭素化ライフスタイル推進室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,010	16,744	16,447	18,171
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	1,198	887	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	16,208	17,631	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	13,549	10,399	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・地球温暖化対策計画(平成28年6月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定、同月26日に国連提出) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和2年3月30日地球温暖化対策推進本部決定、翌日に国連提出) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月策定) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を5件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。					-	-
	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分)(単位:億円)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		年度ごとの目標	-	954	1,587	2,388	2,794	3,267	
IPCCへの貢献			施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ17件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。					-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への脱炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成した。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP26に向けた気候変動交渉を通じて、令和2年度は日本から計5件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による12年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書等の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。
	施策の分析	○令和3年3月末時点で176件のJCM資金支援事業を実施しており、うち57件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和3年3月末時点で、環境省施策分で84件のMRV方法論が承認された。また、9か国33件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 引き続き、COP26での対処方針の策定に向けて取り組むとともに、6条交渉においては、COP26での合意に向け、これまでのJCMの経験を生かして日本として議論をリードしていく。 【測定指標】 変更の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会(第146回)において、JCMの進捗状況についての議論を行った。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GW温室効果ガス観測ミッション有識者会議での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	海外展開戦略(環境)・地球温暖化対策計画・約束草案
---------------------------	---------------------------

担当部局名	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 市場メカニズム室 脱炭素化イノベーション研究調査室	作成責任者名	辻原浩(国際地球温暖化対策担当参事官) 井上和也(市場メカニズム室長) 辻原浩(脱炭素化イノベーション研究調査室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-3)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	850	865	850	810
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	850	865	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	838	787	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) 					

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	
		-	-	-	14	31	54	67	-
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	
		-	-	-	4	14	26	47	-
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
-		適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	気候変動適応計画の改定	-	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/		
気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度		
	-	6	8	8	10	12	15	○	
年度ごとの目標値		/	-	6	6	10	12	/	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○5つの分野別WGにおいて第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見をとりまとめ、第2次気候変動影響評価報告書を策定した。 ○気候変動適応計画等に基づき2019年度に実施した適応策についてフォローアップを行った。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和2年度気候変動適応策のPDCA手法確立調査事業」を実施し、検討委員会を開催した。</p> <p>【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和2年度には新たに23都道府県・政令指定都市が地域気候変動適応計画を策定し、12都道府県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和2年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、栃木県、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、愛媛県、那須塩原市の8府県1市の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会(7ブロック計20テーマ)を立ち上げ、関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた調査及び検討を開始した。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第18条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和2年度は10か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○気候変動適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響評価の結果や適応計画のフォローアップで明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直すという順応的なアプローチにより適応を進める。 ○令和3年度に見直し予定の気候変動適応計画では、気候変動影響評価報告書を踏まえた適応策の検討に加え、気候変動適応の進捗を図るためのPDCA手法についても検討を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○これまで「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」としていた指標を、気候変動適応法の施行に伴い ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを設置確保した都道府県数 と修正した。今後は施策の進捗に併せて随時指標を見直していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、第2次気候変動影響評価報告書の策定を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行い、報告書案を中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会に提出した。</p> <p>○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。</p> <p>○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行うため、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」を立ち上げ、助言を受けた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>塚田源一郎(気候 変動適応室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	--------------------------	---------------	-----------------------------	-----------------	---------------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-7)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,294	2,301	2,289	2,287
		補正予算(b)	0	162	0	0
		繰越し等(c)	0	▲ 162	162	
		合計(a+b+c)	2,294	2,301	2,451	
執行額(百万円)	2,207	2,196	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)					

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	
		-	別紙のとおり				集計中	100	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	我が国の降水中pHの加重平均値	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	
		-	4.86	4.86	4.89	4.86	集計中	5.6	×
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度		
	-	100	100	100	100	100	100	○	
年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	100	/		
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度		
	-	100	100	100	100	集計中	100	○	
年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	100	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○全国の大气環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。その他の大气汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%(平成30年度達成率:一般局100%、自排局:99.5%)であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○我が国の降水のpHは依然4.8前後で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等45地点において石綿による大气汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。 ○全国の継続測定200地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。
	施策の分析	○令和元年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.2%、自排局0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっている。 ○令和元年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で98.7%、自排局で98.3%(平成30年度一般局:93.5%、自排局:93.1%)であり、一般局、自排局ともに改善している。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。 ○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。 ○アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。
	次期目標等への反映の方向性	○PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ(平成27年3月)を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大气汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組む。また、共通する課題が多い光化学オキシダントとあわせて、双方への対策効果を総合的に検討する。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大气汚染物質については、引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大气汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。 ○アスベストについては、引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	○国内の光化学オキシダント対策については、令和元年9月の中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、2018年から2020年の3年間における光化学オキシダント対策に係る検討スケジュールが作成された。 ○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。また、平成31年3月の同専門委員会において、2018年から2020年の3年間におけるPM2.5対策に係る検討・実施スケジュールが作成された。 ○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価(中間レビュー)取りまとめが行われた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	飯田博文(総務課長・自動車環境対策課長) 長坂雄一(大気環境課長) 平澤崇裕(環境管理技術室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化いおう(SO ₂) エ. 二酸化窒素(NO ₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)											
イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン											
ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン											
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化窒素(NO ₂) ウ. 光化学オキシダント(Ox) オ. 一酸化炭素(CO)											
イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO ₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)											
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]											
ア. 二酸化窒素(NO ₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)											
年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	目標年	目標値		
①ア	99.7	99.6	99.9	100	99.8	99.9	99.8	-	100		
	イ	100	100	100	100	100	100	-	100		
	ウ	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8	100	-	100	
	エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	オ	0.3	0	0	0.1	0	0.1	0.2	-	100	
	カ	99.8	100	100	99.8	100	100	100	-	100	
	キ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	ク	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	ケ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	コ	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	-	100	
	②ア	99	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	100	-	100	
		イ	94.7	100	99.7	100	100	100	-	100	
		ウ	0	3.6	0	0	0	0	0	-	100
		エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
		オ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
	③ア	カ	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	-	100
		イ	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	-	100
イ	92.3	100	99.5	100	100	100	100	-	100		

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な大気生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	182	186	170
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	154	182	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	149	178	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)					

測定指標	騒音に係る環境基準達成状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
		-	85.7	89.7	89.4	89.0	集計中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
	自動車騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
		-	93.9	93.9	94.3	94.2	集計中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
		-	79.5	80.5	81.4	81.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
		-	50.1	56.2	56.7	58.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
		-	3,252	3,229	3,399	3,179	集計中	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-	
	-	12,624	12,025	12,573	12,020	集計中	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-	
	-	1,150	1,200	3,000	2,900	4,800	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-	
	-	-	24	24	27	27	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は89.0%となっている。</p> <p>○自動車騒音について、道路に面する地域における令和元年度の環境基準の達成状況は94.2%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は81.5%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は58.7%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、令和元年度は前年よりやや減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。</p> <p>※平成16年度から平成30年度の苦情件数については、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについて、翌年度の苦情件数にも含めて集計を行っていたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみを集計している。実績値で減少しているように見て取れるが、実際は増加している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は前年度に比べ、大幅に増加した。</p> <p>○検討の結果、令和3年度より暑さ指数(WBGT)の認知度を測定指標とすることが妥当であるとの結論に達した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しているが、ここ数年間はおおむね横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は94.2%であるが、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は民間空港で77.5%、自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)で85.9%であった。全体では81.5%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は58.7%であり、近年、緩やかな改善傾向である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年、横ばい傾向にあるものの、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、今後も継続したデータ収集を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は令和2年度大幅に増加している。近年の熱中症救急搬送者数等が高い水準であることから、引き続き熱中症予防情報サイト上において情報提供を行うべく必要があると同時に、今後アクセス数が増加するよう取り組みが必要である。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続するとともに、総合的な対策を推進し、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数については、業種別悪臭対応参考事例集を公表し更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、今後も継続したデータ収集を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することから、今後、暑さ指数(WBGT)の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音及び航空機騒音対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	長坂雄一(大気生活環境室長) 鈴木延昌(環境管理技術室長) 飯田博文(自動車環境対策課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。さらに、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,716	5,558	6,209	2,572
		補正予算(b)	3,099	0	3,525	-
		繰越し等(c)	▲ 362	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,453	5,558	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,242	4,576	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(令和2年6月16日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	
		-	99.2	99.2	99.1	99.2	-	100%	△
	年度ごとの目標値								
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	
		(河川)	95.2	94	94.6	94.1	-	100%	×
		(湖沼)	56.7	53.2	54.3	50.0	-	100%	
		(海域)	79.8	78.6	79.2	80.5	-	100%	
	全体	90.3	89	89.6	89.2	-	100%		
	年度ごとの目標値								
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	
		-	93.9	94.5	94.4	94	集計中	100%	△
	年度ごとの目標値								
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(GOD、全窒素、全りん)等(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	
		-	別紙のとおり					100%	×
	年度ごとの目標値								
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度		
-		93.1	100	77.4	93.5	集計中	100%	△	
年度ごとの目標値									
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		
	0	59	12	0	0	0	0	○	
年度ごとの目標									

評価結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)
目標達成度の測定結果	<p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和元年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和元年度)は、河川94.1%、湖沼50.0%、海域80.5%、全体89.2%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(令和元年度)は94%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びびりんの環境基準達成率(令和元年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びびりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮は人為的な要因によらず発生することもあり、赤潮発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期と比較すれば減少している(例えば、瀬戸内海では昭和51年度に299件発生、令和元年度は58件発生)。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和元年度は93.5%であり、昨年と比較すると向上しているが、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p>
施策の分析	<p>○水質汚濁に係る環境基準等の設定について、国際的な動向及び国内データの蓄積に努め、公共用水域及び地下水の環境基準項目の追加、要監視項目の環境基準健康項目への移行等の検討が必要である。</p> <p>○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>○廃棄物の海洋投棄の規制等については、ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処し、国際的な動向を把握しながら、海洋投入処分の許可制度の適正な施行を行っている。今後も引き続き海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。</p> <p>○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や実態把握のための調査・研究を進めた。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。</p> <p>○地盤沈下については、ほぼ目標を達成しているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>○測定指標1. 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準健康項目は国民の健康を保護を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行う。 <p>○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行う。 <p>○測定指標3. 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準は適切な地下水管理を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準の見直しを行う。 <p>○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。赤潮の発生件数は、これまでと同様、具体的な数値目標は設定しないものとする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準生活環境項目の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。 <p>○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下量の目標は、地盤沈下による構造物の損壊や洪水時の浸水増大等の被害の防止を図るものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・上記の妥当性から、これまでと同様の目標を設定する。 ・全国の地盤沈下状況については、引き続き、全国の自治体から報告を受け、取りまとめ結果を自治体等へ発信することで、地盤沈下防止に係る積極的な働きかけを図る。 <p>○測定指標6. 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の目標については、海洋環境の保全に向けて、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図ることを目的としたものであり、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量ゼロの達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、平成30年度以降はゼロを達成し続けているが、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量が発生しないよう必要な処置を講じる必要があり、これまでと同様の目標を設定する。
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」審議され、令和2年3月に答申がなされた。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○公共用水域水質測定結果(環境省)</p> <p>○地下水質測定結果(環境省)</p> <p>○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	筒井誠二(水環境課長) 行木美弥(閉鎖性海域対策室長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	63.2 100	63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	—	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	62.5 85.7	43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	—	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	75.0 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	集計中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	74.3 98.2	74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	集計中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度
	—	78/39/19	71/38/13	82/33/13	58/32/10	集計中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-10)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全					
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	314	315	298	304
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	314	315	298	
執行額(百万円)	286	283	283			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
		-	89.3	86.1	85.6	83	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は83%(令和元年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%を維持している。
	施策の分析	○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行された。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進むよう、支援が必要である。 ○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壌汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。 ○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壌農薬部会において、土壌環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の基準の見直し等に関する事項を中心に議論がなされ、令和2年1月27日に中央環境審議会より「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」が答申された。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 土壌環境課	作成責任者名	筒井誠二(土壌環境課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、令和2年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	147	162	145	166
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	147	162	145	166
執行額(百万円)	148	150	105	105		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		—	112	104	115	101	—	—	
	年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下		
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	— 年度	△
		大気	100	100	100	100	—	100	
		公共用水域(水質)	98.6	98.5	98.8	98.7	—	100	
		公共用水域(底質)	99.6	99.7	99.7	99.6	—	100	
		地下水質	99.6	100	100	100	—	100	
	土壌	100	100	100	100	—	100		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	3 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	△
		—	477	509	539	573	586	594	
年度ごとの目標値	466	507	539	569	594	594			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○令和元年度のダイオキシン類排出総量は、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和元年度の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
	施策の分析	○ダイオキシン類の排出総量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。 ○ダイオキシン類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。 ○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農業対策については、新たに農業登録基準の設定依頼がなされた農業を随時目標数に加えてきたこと等から水産基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。 ○農業の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農業のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。 【測定指標】 ○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画で定められた目標量により、引き続き評価を行う。 ○生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準の設定が迅速かつ的確に進捗しているか把握可能な指標として、引き続き「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準の設定及び設定不要と評価した農業数(累計)」を指標として評価を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和2年度)。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリ) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 総務課 農薬環境管理室	作成責任者名	飯田博文(総務課長) 伊澤航(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------	--------	-----------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-12)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	当初予算(a)	537	509	492	492
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	537	509	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	427	440	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	53	54	55	54	55	55	
		年度ごとの目標値	/	53	53	55	54	55	
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	4	4	4	4	4	4	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	1	1	1	1	1	1	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	○公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングは、原発事故後の水環境中における放射性物質の挙動等を把握し、科学的に正確な情報を国民に提供することにより、国民の安心の醸成に寄与するものであり、安心の形成、風評抑制の観点から基礎的情報として継続して収集、公表することが望まれている。 ○環境省のホームページで公表されたモニタリング結果は、多くの閲覧がされており、施策目標に有効かつ効率的に寄与している。 ○なお、令和2年度のモニタリングに関しては、公共用水域について新型コロナウイルス感染拡大対策の一環として7月上旬までモニタリングの着手を見合わせた。この結果、年間調査回数が1~2回減少したが、放射性物質の水環境中の挙動把握に影響はなかった。
	次期目標等への反映の方向性	○測定指標1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回) ・公共用水域放射性物質モニタリング調査は、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質(主にセシウム)の公共用水域中の挙動を把握するとともに、結果を速やかに公表することにより、国民の安心の醸成に寄与するものであり、引き続きモニタリング結果の速やかな公表(年間55回を予定)を目標と設定することが妥当と考える。 ・引き続き、国民の安心の醸成に資するため、必要に応じ調査の見直しを行い、結果を速やかに公表していく。 ・原発事故により環境中に放出された放射性物質の公共用水域中での挙動等を的確に把握し、結果を速やかに国民に公表することで、国民の安心の醸成に資するため、引き続き調査結果の公表回数を目標としていく。 ○測定目標2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回) ・地下水放射性物質モニタリング調査は、適切な地下水管理を目的としたものであり、引き続き4回の公表を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準の見直しを行うとともに、適宜、測定項目や測定指標も見直すこととする。 ・本目標の達成率も参考に、引き続き適切な地下水放射性物質モニタリング調査の見直しを行う。 ○測定目標3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回) ・被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査は、年に1回実施しており、毎年度1回調査結果を公表することは妥当と考えられる。 ・引き続き国民の不安解消に資するため、必要に応じ調査の見直しを行い、適時に公表していく。 ・被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き調査結果を公表する。

学識経験を有する者の知見の活用	水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP) ・地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP) ・被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	筒井誠二(水環境課長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------------------	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-22)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	1,144	1,181	1,096	1,440
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,144	1,181	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,067	1,107	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度	×
		30	-	-	-	52	-	75	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性地域戦略策定 済自治体数(都道府県)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		18都道府県	41	43	43	44	47	47	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性国家戦略 2012-2020に定める我が 国の国別目標の関連指標 の改善状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	74	75	75	75	85	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
全国の1/2.5万地形図面数 に対する植生図整備図面 数の割合[整備図面数/全 国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○	
	国土の35%	77	80	86	89	94	100		
	年度ごとの目標値	77	80	88	89	91	-		

評価結果	目標達成度の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>
		<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、日本の生物多様性・生態系サービスの現状に関して評価が行われ、これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っておらず、今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要であるとされた。 ・生物多様性地域戦略については、令和3年3月末時点で47都道府県が策定しており目標を達成している。 ・植生図の整備図面数は、令和2年度末時点で、国土の94%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和元年度には52%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は64%まで高まり、また84%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定し、その普及啓発を実施するとともに、企業の生物多様性保全に関する優良な取組を取りまとめ、令和2年5月に「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」を公表した。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。 ・第35回ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)総会(web開催)に参加し、サンゴ礁保全の取組に関する情報収集を行った。また、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を関係国と連携つつ進めた。 ・生物多様性条約第24回科学技術助言補助機関会合及び第3回条約実施補助機関会合の非公式会合に参加するとともに、ポスト2020生物多様性枠組策定に向けたピアレビュー等に参加することで交渉及び情報収集を行った。

評価結果	施策の分析	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、今後取組を強化すべき国別目標が明確となったため、これらに対し重点的に対応し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、すべての都道府県で策定されたところであるが、今後策定予定の次期生物多様性国家戦略を踏まえた計画の改定が適切に行われるよう、引き続き専門家派遣など支援を行っていく必要がある。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体の連携による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、民間企業による参画の推進等を通じて、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約関連会合に関しては、生物多様性の新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)に関する議論等がある。また、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等がある。これらの国際的議論・作業に引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の評価から得られた課題や、今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、新たな目標・施策の検討に取り組む。 <p><生物多様性に関する国民への普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、国民への普及啓発を強化する。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年10月開催の生物多様性条約第15回締約国会議において採択が予定されているポスト2020生物多様性枠組については我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、次期目標・指標の見直しを進める。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・次期生物多様性国家戦略研究会を開催し、次期生物多様性国家戦略に盛り込むべき内容に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の作成に当たって、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、学識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名	堀上勝(自然環境 計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	-------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-23)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,714	2,751	2,745	2,723
		補正予算(b)	0	0	640	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	2,714	2,751	(※記入は任意)	/
執行額(百万円)		2,560	2,459	(※記入は任意)	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	-
		25	25	25	26	26	26	33	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	/	
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	△
		-	4地区(80%)	5地区(71%)	10地区(91%)	8地区(89%)	5地区(71%)	100	
	年度ごとの目標値		5地区(100%)	7地区(100%)	11地区(100%)	9地区(100%)	7地区(100%)	/	
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
458		2,850	2,770	2,830	集計中	-	6,994		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p><里地里山> ・「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域においてフォローアップを行い「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」等の活動を支援した。 ・戦略的な広報活動、民間企業との連携、自然体験プログラム等の開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。</p> <p><世界自然遺産> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保安全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保安全管理を実施した。 ・特に小笠原諸島については、外来種により遺産価値である陸産貝類等の影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続した。 ・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月の諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、一旦推薦を取り下げ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和元年10月の国際自然保護連合による現地調査等に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、令和2年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が48件策定された。</p> <p><地域支援> ・令和2年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は15団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、令和2年度末までに171件に対し経費の一部を交付した。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和2年度については、7地区の見直しを計画し、厚岸霧多布昆布森国定公園の新規指定及び阿蘇くじゅう国立公園の公園区域拡張を含む5地区の見直し等を行った。 ・自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施した。 ・2019年4月に成立した自然環境保全法の一部を改正する法律に基づき、小笠原方面の沖合域に4地域、計22.7万km²の沖合海底自然環境保全地域を指定し、その一部について自然環境調査を行った。</p>

評価結果	施策の分析	<p><里地里山> 各地域が地域循環共生圏構築に取り組む際に活用できるツールとして、実証地域の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント、ワークシート等を取りまとめた「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏構築の手引き～」を作成しており、地域の自主的な取組を促すという施策の方向性は、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理するという目標から妥当なものと考えている。 今後は、手引きを普及するとともに、各地域の具体的な取組をサポートする体制を整える必要がある。引き続き、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成する必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島、小笠原諸島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。 新規登録を目指す国内候補地については、延期勧告を受けたものの、その後、勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、確実な登録に向け、適切に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。 世界遺産の順応的管理、新規登録という目標に対する施策の方向性は妥当なものと考えており、引き続き取組を進めていく。</p> <p><自然再生> 新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生協議会の設立数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、地域連携保全活動計画の策定数は徐々に増加しているが、策定済み市町村はまだごく一部に限られており、一層の加速が求められる状況にある。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的なモニタリングを行う必要がある。</p>
------	-------	---

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><里地里山> 引き続き、地域の特性に応じた二次自然等の保全・維持管理を進めるため、「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏の手引き～」の普及を進めるとともに、地域循環共生圏づくりを総合的に支援するため、地域のニーズに応じた専門知識と経験を有する支援チームの派遣、事例の収集や発信、普及啓発などを行うプラットフォームの構築を進める。</p> <p><世界自然遺産> 引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</p> <p><自然再生> 引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><地域支援> 引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、効果的な取組をより多くの地域で支援できるよう、一層の拡充を図る。 また、生物多様性保全推進支援事業のさらなる活用や、各自治体への適切な情報の発信等の働きかけを通じ、地域連携保全活動計画策定の促進を図る。</p> <p><国立・国定公園等> ・引き続き、国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、沖合自然環境保全地域の自然環境の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p><自然再生協議会の数> 自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。また、令和元年12月に見直した自然再生基本方針等に基づき、引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率> 目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しが実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)> 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定目標として利用していく。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府) ・自然環境保全法の一部を改正する法律(平成31年法律第20号)
---------------------------	--

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	堀上勝(自然環境計画課長) 熊倉基之(国立公園課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------	--------	-------------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-24)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣の適切な保護・管理、外来生物による在来生物や生態系への影響の防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,073	4,055	5,664	6,078
		補正予算(b)	1,100	400	2,400	-
		繰越し等(c)	▲492	663	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	4,681	5,118	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	4,150	4,757	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	○
		-	119種	171種	207種	270種	309種	300種	
		年度ごとの目標値	120種	165種	210種	255種	300種	-	
	奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	○
		-	0.009頭	0.003頭	0.0004頭	0頭	-	0頭	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	-
		推定の中央値 ニホンジカ285万頭、イノシシ105万頭 ※令和2年度に算出	ニホンジカ285万頭、イノシシ101万頭	ニホンジカ277万頭、イノシシ90万頭	ニホンジカ266万頭、イノシシ87万頭	ニホンジカ256万頭、イノシシ80万頭	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ134万頭、イノシシ50万頭)	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存>

・国内希少野生動植物種について、令和2年度に新たに39種を追加指定した。
・レッドリストについては、2024年以降の第5次レッドリストに向けた作業に着手した。
・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和2年12月までに指定された国内希少野生動植物種395種のうち、67種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で9年連続ヒナの巣立ちが確認され、85羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、個体数の安定している乗鞍岳から3家族19羽を移植するなどの取組を進めた。

<野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化>

・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めているが、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。

<遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和2年度は22件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和2年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を開始した。
・外来生物法に基づき、特定外来生物(156種)の飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和2年度には合計53箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ており、特にマンガースについては奄美大島及び沖縄島北部地域において継続的な取組により生息密度低下とアマミノクロウサギ等の分布域拡大が確認できている。
・令和2年度には、ハヤトゲフシアリ等14種類を、特定外来生物に指定した。
・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和2年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港及び令和2年9月の名古屋港で多数の有翅女王アリが確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、全国9箇所ヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。
・改正外来生物法施行後5年が経過し、改正法の施行状況の評価及び外来種対策のあり方の検討を開始した。

評価結果

目標達成度の測定結果

(判断根拠)

<p>施策の分析</p>	<p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が継続しており、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</p> <p>・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・引き続き、遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い(平成31年2月8日付局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、引き続き、侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来種対策のあり方に係る検討結果を踏まえ、制度や運用を改善して外来種対策を推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p><国内希少野生動植物種の新規指定数> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝当たりの捕獲数)> ・目標達成に向けて、探索犬や毒餌など順次新たな防除手法を導入して順調に取組を進め、令和元年度時点で捕獲数0頭を実現した。最終的に根絶を確認する根絶確率計算手法の構築及び捕獲状況を踏まえた段階的な捕獲努力量の縮小について、引き続き捕獲数及びモニタリング結果等を踏まえて専門家による科学的な評価検討を進める。</p> <p><侵略的外来種の状況> ・侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・外来生物法の施行状況の検討作業を、有識者検討会のもとで実施中である。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成29年度鳥獣関係統計</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中尾文子(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-25)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	348	514	465
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲39	45	▲66	
		合計(a+b+c)	244	393	448	
執行額(百万円)	238	301	400			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		92千頭	114千頭	101千頭	92千頭	86千頭	-	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分数を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値					目標値	達成
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	-
38千頭		56千頭	43千頭	38千頭	33千頭	-	20千頭		
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和元年度の自治体における犬及び猫の引取り数は86千頭で、平成30年度より6千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は33千頭で、平成30年度の38千頭から5千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については平成30年度に達成された。令和元年の動物愛護管理法改正を踏まえ、令和2年4月に改定された基本指針において、犬及び猫の引取り等に関する目標が見直され、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)を目指すこととなった。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、引き続き施策を継続することが重要である。また、改正動物愛護管理法の施行を踏まえた動物取扱業の基準の具体化に伴い、譲渡促進に資する取組を一層強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 次期目標設定の検討に当たっては、取組の進捗を踏まえ情報収集を行うこととする。 【測定指標】 ・自治体における犬及び猫の引取り数の減少 ・令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分数を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。 自治体による犬猫の引取り数は大きく減少し、旧目標が達成された一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生、譲渡先における過密飼育等の問題が生じているとの指摘も踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分数を減らすこととし、指標を引取り数から殺処分数に変更した。併せて、殺処分の理由を把握するため区分を設け、調査を実施している。今後はこれらの状況を注視しつつ、次期目標について検討を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	長田啓(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-26)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,006	11,629	10,404	8,346
		補正予算(b)	9,713	7,715	9,152	-
		繰越し等(c)	▲5,414	▲858	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	13,305	18,486	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	11,867	13,718	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 観光ビジョン実現プログラム2019					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	
自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	年度	-	895,010	909,082	905,138	893,110	-	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	達成						-	-	
エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	0						目標値	達成
	H20年度	5(12)	0(12)	3(15)	2(17)	1(18)	7(47)	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	-						目標値	達成
	年度	-	359,160	367,470	371,508	369,150	-	前年度比1%増	
	年度ごとの目標値	-	365,236	362,752	371,145	375,223	372,842	×	
温泉の自噴湧出量(L/分)	基準値	651,265						目標値	達成
	S45年度	684,096	679,732	676,267	667,549	-	前年度の水準を維持	△	
	年度ごとの目標値	-	686,000	684,000	679,000	676,000	667,000	-	
国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	-						目標値	達成
	年度	-	16	17	18	19	20	16	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	○	
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	-						目標値	達成
	年度	-	11	12	12	12	12	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	-						目標値	達成
	年度	-	564万人	600万人	694万人	667万人	93万人	667万人	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	設定不能	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数については、令和2年度は集計中であるが、令和元年度は前年度に比べやや減少したが、おおむね水準を維持している。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和2年度は新たに1件の認定を行った。また、訪日外国人国立公園利用者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したが、段階的な回復期に向けて必要となる受入環境整備は着実に進んでいる。測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和2年度は集計中だが、令和元年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	<安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・自然公園等の利用者数の推移は、横ばいないし増加が見られており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したものの、ワーケーション等の取組を含めて今後の回復を見込んでおり、目標に向けた施策の方向性は妥当である。一方で、ポスト・コロナを見据えて、今から準備を進めておく必要がある。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の方向性は妥当であると考えられる、今後更なる取組の推進が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・ポスト2020国際枠組み等の構築を見据え、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。 【測定指標】 <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年2～3件認定することを次年度以降の目標とした。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-27)

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,410	1,300	657	414
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	▲ 237	234	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	合計(a+b+c)	1,174	1,534	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)
執行額(百万円)	991	1,444	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
		458	2,850	2,770	2,827	-	-	6,994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H17-21年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
		2,975	1,383	1,430	1,466	-	-	2,975	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
		-	213	227	50	15	13	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	イノシシの捕獲数を前年度実績値以上とする。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		-	588	758	949	2,136	2,252	-	
年度ごとの目標値		イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。					-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。また、イノシシの捕獲数については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め、前年度の実績を上回っており、目標を達成している。
	施策の分析	・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧し、利用者数も増大しており、施策の方向性は妥当であると考えているが、更なる利用者数の増大に向け、三陸復興国立公園への編入地域やみちのく潮風トレイルについては、今後も整備が必要である。 ・なお、みちのく潮風トレイルは令和元年の全線開通に伴い踏破認定証の発行方法が変わったため、令和元年度以降はそれ以前よりも発行数が少なくなっている。 ・イノシシの捕獲数は、着実に増大しており、引き続き取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、三陸復興国立公園の利用増大を目標とすることが引き続き必要である。 ・その上で、三陸復興国立公園への編入地域やみちのく潮風トレイルについては、一般会計の自然公園等事業により引き続き整備を実施する。 【測定指標】 ・みちのく潮風トレイルについては一般会計により普及啓発を強化する予定であり、利用拠点における利用者数増加を図る。 ・復興に向けてはイノシシの捕獲等を適切に進める必要があり、引き続きイノシシの捕獲数を指標とした上で、目標の達成を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 中尾文子(野生生物課長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------------------	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-28)

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	5,080	6,862	4,962
		補正予算(b)	-	0	0	-
		繰越し等(c)	-	▲2,731	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	-	2,349	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	-	1,682	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2019					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R7年度	-
		490万人	564万人	600万人	694万人	667万人	93万人	667万人	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	設定不能	/	
	滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	-	6拠点	14拠点	10拠点	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	5拠点	10拠点	/	
	利用施設の多言語化	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	5施設	18施設	44施設	40施設	
	年度ごとの目標値	/	-	-	8施設	24施設	40施設	/	
	野生動物観光促進事業の実施者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×
		-	-	-	-	12者	8者	10者	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	10者	10者	/	
	一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○
		-	-	-	-	2施設	3施設	3施設	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	1施設	3施設	/	
ビジターセンター等機能強化	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	33施設	49施設	60施設		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	32施設	60施設	/		
国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	117万	19万	180万		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	180万	/		
国立公園におけるグランピング等推進事業にて開発したグランピング件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	○	
	-	-	-	-	-	11施設	8施設		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	8施設	/		
国立公園における地場産品等の提供促進事業にて開発した地場産品コンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	-	6件	16件		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	16件	/		
国立公園にて実施されたナイトタイムコンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	×	
	-	-	-	-	-	16件	20件		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	20件	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限がなされたため、目標値を設定不能としており、評価を行うことができなかった。 一方で、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数、国立公園におけるグランピング等推進事業にて開発したグランピング件数について、令和2年度実績値は、目標値を超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。
	施策の分析	目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限が強化され、日本全体で対2019年度比99%減少するなど想定できない事態が生じた。同様に、海外からの誘客が困難な状況となったため、国立公園一括情報サイトへの積極的なプロモーションを中止(今年度繰越)したため、実績値が低くなった。 野生動物観光やグランピング等のコンテンツ造成、多言語化や利用拠点の上質化、ビジターセンターの機能強化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園や野生動物の魅力を感じて質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 新型コロナウイルスの影響により、国内外の利用者数が大幅に減少し、観光事業者に大きな打撃が生じている。このため、2021年以降の目標設定について、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。 <野生動物観光、グランピング、地場産品コンテンツ、ナイトタイムコンテンツ> これらのテーマを含む滞在型観光コンテンツの創出に向けて、地域一帯となった効果的なコンテンツ提供の検討や体制整備を進めるため、地域のストーリー等を踏まえた統一的なブランディングに係る計画策定や体験フィールドの環境整備、人材育成等の取組について、地方公共団体等への支援を含め、取組を推進する。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数> <利用施設の多言語化> これらの施設整備等には期間を要するものもあり、引き続き着実に取組を推進する。 <国立公園一括情報サイト> 外国人観光客の入国制限が緩和した際、日本の国立公園に来訪いただけるよう、これまでのデジタルマーケティングや新型コロナウイルスの状況等踏まえながら、国立公園情報一括サイトを中心とした戦略的なプロモーションを実施する。 【測定指標】 <国立公園訪日外国人利用者数> 今年度の外国人観光客の入国については現時点で見通せないが、状況が整い次第、段階的な回復を目指す。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、ビジターセンター等機能強化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等> R2年度までと同程度の目標で取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長) 中尾文子(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	8,921	8,866	8,806	8,607
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8,921	8,866	8,806	-
執行額(百万円)	8,893	8,793	8,719	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給					年度	○
		-						-	
		年度ごとの目標							
	② 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	○
		-	91.2	90.9	89.4	91	89.5	80	
		年度ごとの目標値							
	③ 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		-	81.2	82.7	82.4	81.9	64.1	80	
		年度ごとの目標値							
	④ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	-
		-	83,279人 85.20%	83,265人 85.60%	82,373人 88.06%	集計中	-	60,000人 及び75%	
		年度ごとの目標値							
	⑤ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	-
		-	82,236人 86.78%	83,954人 85.10%	82,186人 85.30%	集計中	-	60,000人 及び75%	
		年度ごとの目標値							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①公健法の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進等により、被認定者の補償給付を着実に支給し、目標を達成するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。 ②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標とし、当年度においても目標を達成した。 ③公健法第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により目標に達しなかった。 ④・⑤環境保健施策基礎調査のうち環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成することができた。
	施策の分析	①自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。 ②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民、事業従事者等のニーズを踏まえた研修とするため、アンケート調査を実施し、その結果をカリキュラムの見直しに反映させている。 ③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で呼吸器疾患を基礎疾患に持つ被認定者の参加割合は64%にとどまった。 ④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表をしている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 公健法の被認定者への公正な補償給付等、同法による健康被害予防事業の推進、環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。 【測定指標】 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による一部の測定指標を除き、目標を達成している。依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課保健業務室	作成責任者名	黒羽真吾(保健業務室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	13,107	11,770	12,158	11,947
	補正予算(b)	▲ 305	-	▲ 97	-
	繰越し等(c)	▲ 85	▲ 92	154	-
合計(a+b+c)	12,717	11,678	12,215	-	
執行額(百万円)	12,149	11,305	11,563	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	○
	-	-	-	-	-	-	-	○	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	②水俣市の観光入込客数	基準値	実績値					目標値	達成
H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	×		
510,360	519,678	510,360	495,849	477,341	251,026	560,000	×		
年度ごとの目標値	475,000	481,000	481,000	481,000	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、近年、目標値を上回っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け目標値を下回った。
	施策の分析	①水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の支給については滞りなく行うことができ、今後についても着実な事業実施を継続していく必要がある。 ②水俣市への観光入込客数については、令和元年度より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け観光客数が減少しているが、事態終息を見据えた誘客施策の検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①水俣病患者に対する療養費の支給 【測定指標】 水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。 【施策】 ②水俣市の観光入込客数の増加 【測定指標】 令和4年度で第6次水俣市総合計画が終了するため、現在の状況を踏まえて来年度新たに水俣市が策定する第7次水俣市総合計画によって定める目標値を用い、施策の測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名	海老名英治(特殊 疾病対策室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	---------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	713	686	662	714
		補正予算(b)	—	—	673	—
		繰越し等(c)	—	—	(※記入は任意)	—
		合計(a+b+c)	713	686	(※記入は任意)	—
執行額(百万円)		601	639	(※記入は任意)	—	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	各年度	—
		173	98	96	90	92	—	120	—
		年度ごとの目標値	120	120	120	120	120	120	—
	2. 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R6年度	—
		—	—	—	—	—	32	前年度以上の自治体数	○
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	30	—	—
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					R3年度	—
		—	—					報告書に沿った必要な調査や措置を実施	○
		年度ごとの目標値	—					—	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	<p>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日、平成30年度は90日、令和元年度は92日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、令和元年度末までに14,981件(平成30年度末:14,012件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>・石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体による既往検診を活用した石綿関連疾患の読影(一次読影)と国が委託する専門家による読影(二次読影)結果と医療機関による精密検査結果を照らし合わせるにより、自治体の石綿読影精度確保に向けた知見を収集した。</p> <p>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 ○石綿による肺がんに関する医学的知見の調査。 ○石綿肺がんの特化したリーフレット等により、医療従事者向けに周知。 ○環境省の調査業務を元に、(独)環境再生保全機構HP上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度の認定業務については引き続き着実に実施する。 ・石綿ばく露者の健康管理について引き続き読影調査を実施し知見を収集していく。 ・石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、医学的知見の調査を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度認定業務の測定指標として、申請から認定・不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。 ・石綿ばく露者の健康管理の測定指標として、読影調査実施自治体数を前年度以上とする。 ・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。 			
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめた。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月)) 				
担当部局名	環境保健部 石綿健康被害対策室	作成責任者名	吉住奈緒子(石綿健康被害対策室長)	政策評価実施時期	令和3年8月

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂、紫外線等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	81	158	158	192
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	81	158	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	66	151	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定) ※熱中症					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		1	1	2	1	1	0	1	
		年度ごとの目標値	1	1	1	1	1	1	
	②熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
		1,343	3,277	3,313	4,413	4,679	4,284	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
89.8		98.6	95.5	92	93.5	89	100		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂することを目標としている。令和2年度は電磁界のマニュアル「身の回りの電磁界」を改訂予定であったが、改訂業務を契約した請負事業者が業務内容に関する認識が不十分であり業務を履行する事が困難との申し出があったため、契約解除とした。そのため、当初予定していたマニュアル改訂を実施できず、一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集のみを実施した。 ②、③:熱中症に関する普及啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して減少したが、約9割の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けはなされていると考えられるが、暑くなる前から熱中症対策を行った自治体の割合は漸減していることから、今後も一層普及啓発に取り組んでいく必要がある。

評価結果	施策の分析	<p>①: 黄砂や花粉症等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。</p> <p>②、③: 熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを改訂し、2021年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①: 今後も引き続き、黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③: 今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや令和3年度に開始した熱中症予防強化キャンペーンにおけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2021年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。</p> <p>【今後の政策展開】</p> <p>令和3年3月25日に環境大臣を議長として関係府省庁の局長級が参加した「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」を策定した。「熱中症対策行動計画」に基づき、熱中症予防強化月間に代わり、毎年4月～9月に熱中症予防強化キャンペーンを実施することとしており、引き続き、関係府省庁と連携して、熱中症対策の普及啓発を実施する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①: 黄砂や花粉症等の普及啓発資料の改訂回数を指標とする。</p> <p>②、③: 環境省では、環境負荷削減の観点から審議会等のペーパーレス化が推進されており、地方自治体へ送付する各種マニュアル、ポスター、リーフレットといった熱中症普及啓発資料数は減らす方針である。そのため、熱中症対策シンポジウム等への参加者数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>黄砂や紫外線、花粉症等の健康影響については、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p> <p>熱中症対策や「熱中症警戒アラート」等の情報発信について、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①令和2年度 一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集業務報告書 令和元年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成31年度 紫外線環境保健マニュアル改訂業務報告書</p> <p>②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020等</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	太田志津子(環境安全課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	--------	---------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-37)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,669	9,070	8,836	8,361
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	120	-
		合計(a+b+c)	9,669	9,070	8,956	-
執行額(百万円)	8,535	8,062	7,404	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	増加傾向の維持 ○
		約90	約100	約103	約108	約110	-	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	増加傾向の維持 ○
		約219	約264	約263	約263	約269	-	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 地方公共団体における グリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	67.3	66.4	65.5	61.2	60.8	100.0	
	年度ごとの目標値	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
	4. 国等における環境配慮 契約実績(電気:高圧・特別 高圧) 契約割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	67.3	70.7	74.6	82.9	-	100.0	
	年度ごとの目標値	-	64.0	68.0	72.0	76.0	80.0	-	-
	5. エコアクション21(※)登録 事業者数 ※中小企業向け環境マネ ジメントシステム	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		6,971	7,791	7,946	7,945	7,760	7,543	9,000	
	年度ごとの目標値	-	8,500	8,500	9,000	9,000	9,000	-	-
	6. 持続可能な社会の形成 に向けた金融行動原則署名 金融機関数(機関数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		177	243	256	270	285	285	285	
	年度ごとの目標値	-	230	240	250	275	280	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・令和元年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約110兆円(前年比1.9%増)、約269万人(前年比2.28%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和2年度で60.8%となっており、前年度より0.4%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和元年度で82.9%となっており、平成30年度より8.3%増加している。 ・エコアクション21登録事業者数は、令和2年度末で7,543件(前年度末比217件減)となっている。 ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、令和2年度で285機関となっており、前年度から横ばいとなっている。
	施策の分析	○グリーン購入実施率については停滞感が見られ、特に中小規模の地方公共団体の未実施割合が依然として高いことから、従来の全国一律のアプローチに加え、中小規模の地方公共団体向け支援施策を別途実施する必要がある。 ○中小事業者の環境問題への取組をサポートする環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインに基づく登録事業者数を増加させるためには、環境負荷低減と成長の好循環を目指しガイドラインの普及促進を目指すことが重要。 ○持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は年々増加しており、ESG金融を含む持続可能な金融に取り組む金融機関が拡大している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○これまでのアンケート調査に基づき、中小規模の地方公共団体におけるグリーン購入の実施を困難にしている要因のほか、国に期待する取組などを明らかにしつつ、わかりやすい制度説明、取組事例紹介等、中小規模の地方公共団体への適切な支援のあり方について検討し、実施する。 ○エコアクション21ガイドラインの普及促進を行い、中小規模事業者の環境経営を進める。 【測定指標】 ○測定指標1・2・5・6については変更なし。 ○測定指標3については、昨年度までは上場企業・非上場企業のグリーン購入実施率も併せて載せていたところ、当該データの算出根拠としていた環境にやさしい企業行動調査を令和元年度で終了している関係上、今年度からは地方公共団体のグリーン購入実施率に限定して掲載。 ○測定指標4については、昨年度まで国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧)の契約件数としていたが、保有施設の合理化や複数施設の一括契約等により、総契約件数が減少していることから、契約割合に変更。 ○なお、昨年度までは測定指標5に「環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)」を載せていたところ、環境報告書公表企業割合のデータ算出根拠としていた環境にやさしい企業行動調査を令和元年度で終了している関係上、当該測定指標の令和元年度以降の実績を記載することが出来ないことから、測定指標から削除。

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html) 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の締結実績等【暫定版】」 (http://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/y350-r2-02_b/mat03-1_210122.pdf) 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2021年6月末現在)」 (https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf) 測定指標6 21世紀金融行動原則「署名金融機関一覧」 (https://pfa21.jp/aboutus/lists)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名	波戸本尚(環境経済課長) 松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	--------	------------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,451	14,553	24,263	7,502
		補正予算(b)	21,000	-	8,000	-
		繰越し等(c)	1,464	18,051	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,915	32,604	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	9,439	16,770	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	99.3	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	100	-	
	2. 平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	1.6	11.4	22.9	34.2	40.1	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	80	-	
	3. 地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準値	実績値					目標値	達成
年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○	
-		-	-	-	87	106	100		
年度ごとの目標値		-	-	-	20	40	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、改正温対法に基づき新たに策定される地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和2年度までに40.1%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は70.6%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であるとしており、施策のさらなる推進により、さらに30.5%の地方公共団体における策定が見込まれることから目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しているが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識を持った職員がいないこと、そもそも人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要があることから、簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、支援策等の提供を進めるとともに、支援策が十分に活用されるための取組を行っていく。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和2年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名	松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-39)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	261	219	250	250
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	261	219	-	-
執行額(百万円)	272	233	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	
1. 協働取組のモデル事業数(累計)	年度	-	62	70	78	-	-	-	×
	年度ごとの目標値	/	67	75	83	-	-	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	2,542	2,183	2,715	
2. 環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	年度	-	-	-	-	2,725	2,725	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	160	/	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
3. 地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数(参加企業・金融機関数)	年度	-	-	-	-	1,545	1,000	○	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-		/
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-		/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・協働取組のモデル事業は目標達成に至らなかったが、取組の実施数は増加傾向であった。 ・環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)については目標未達であったが、これは新型コロナウイルス感染症感染防止に伴い、対面による相談・対話の場作りが減少したことが大きな要因であると考えられ、年度後半にはオンライン化も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。 ・地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数は、目標を達成した。
	施策の分析	環境問題は社会、経済が抱える様々な課題と密接に関わっており、その解決に向けて様々なステークホルダーと対等な立場で協働して取り組んで行くことが必要不可欠である。令和2年度は新型コロナウイルスへの感染防止対策のため、対面による相談、対話の場作りの見直しを余儀なくされたが、オンライン化の導入も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。 【測定指標】 協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場、並びに地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数を指標とする。協働取組のモデル事業は平成30年度をもって終了したため、次期指標には採用しない。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標にはGEOC(地球環境パートナーシッププラザ)及び全EPO(環境パートナーシップオフィス)の年間の累計件数を使用。
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 総合政策課民間活動支援室	作成責任者名	杉井威夫(民間活動支援室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------	--------	----------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	429	355	334	337
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	429	355	334		
執行額(百万円)	406	331	(*記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 				

測定指標	1. 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	221	220	515	795	351	450	
		年度ごとの目標値	/	150	150	200	200	200	/
	2. 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		-	580	117	104	34	522	-	
		年度ごとの目標値	/	500	200	150	150	200	/
	3. 環境教育推進室HPアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		276,471	348,718	208,239	206,801	245,921	111,467	250,000	
		年度ごとの目標値	/	400,000	400,000	250,000	250,000	250,000	/
	4. ESD関連フォーラム参加人数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	425	1,003	1,804	2,591	2,180	2,000	
		年度ごとの目標値	/	500	750	2,000	2,000	2,000	/
	5. RCE認定拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	154	164	168	175	179	185	
		年度ごとの目標値	/	156	166	174	178	185	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ・教職員・環境活動リーダー養成研修、企業関係者向けセミナー及びESD関連フォーラムにおける参加者数は目標数を達成。 ・環境教育推進室HPへのアクセス数及びRCE拠点数は目標を達成しなかった。 (判断根拠)
	施策の分析	SDGs達成に貢献する人材を育成するためには、国内外問わず、学校、企業、地域等においてSDGsの推進役となるリーダーの育成が不可欠であり、このための施策をより一層推進していくことが重要。 新型コロナウイルス感染症により研修等の開催回数は減少したものの、各参加者数は目標を上回る結果となったことから、オンラインの活用等が有効であったと考えられる。今後も、オンライン等を積極的に活用しながら、より多くの関係者の育成につながる取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な社会の創り手を育成するESDの視点を取り入れた環境教育は、SDGsの17のゴールの達成基盤作りにおいて重要な役割を担っており、令和3年5月に策定した「我が国における『持続可能な開発のための教育(ESD)』に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」においても、ESDがSDGs達成への貢献に資することを明確化させたところである。SDGs達成、特に2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体の参画を牽引するリーダーを育成するため、引き続き、様々な主体に対して環境教育・環境学習の機会を提供していく必要がある。 【測定指標】 ○教職員・環境活動リーダー養成研修の参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の参加者数及び一部オンライン化による増加も見込んだ目標値を設定した。 ○環境教育推進室HPアクセス数については、令和2年度はサーバー移転や再構築作業等の影響が要因となり前年度から大きく減少したものの、今後は発信情報の充実や周知等に努め、例年の目標を上回るアクセス数を目指す。 ○ESD関連フォーラムの参加者数については、すでにフォーラム開催に当たってオンラインの活用は行っているものの、令和3年度より、各地方ESD活動支援センターにおいて、各地域内外のESD関係者に交流と学び合いの機会を提供することを目的として、環境省・文部科学省及びESD活動支援センターが共催するESD全国フォーラムの分科会活動を実施する事としており、現時点では当該活動への参加者数の見込みが立っていないことから、目標値は令和2年度と同水準に設定した。 ○RCE認定拠点数については、平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進するとしており、同イニシアティブにおける「令和3年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定する」という目標を踏まえたものであることから、現時点では妥当な目標設定であるが、令和4年度以降の新たな目標については、実績や得られた成果を踏まえ検討していく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	持続可能な開発のための教育(ESD)円卓会議(令和2年12月、令和3年2月)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 総合政策課環境教育推進室、民間活動支援室	作成責任者名	杉井威夫(環境教育推進室長、民間活動支援室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	145,542	105,383	105,924	76,797
		補正予算(b)	▲ 28,093	▲ 21,085	▲ 21,827	—
		繰越し等(c)	2,293	11,147	5,273	
		合計(a+b+c)	119,742	95,445	89,370	
執行額(百万円)	88,011	72,048	83,262			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	長期的な目標	○
		1	1	2	4	4	7	11	
	年度ごとの目標値		3	7	7	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値					目標値	達成
H29年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○	
0		-	64,341	53,330	52,960	5万			
年度ごとの目標値		-	7.5万	5万	5万				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもので、7市町村において、対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了し、目標を達成した。</p> <p>また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。</p>
	施策の分析	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>①福島県においては、対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和3年3月末時点で約300万トンとなっているところ。</p> <p>また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和3年3月末時点で、7施設が処理を完了、4施設が稼働中である。さらに、福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和3年3月末時点で仮設焼却施設が稼働中。</p> <p>平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和3年3月末時点で170,631袋搬入された。</p> <p>②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和3年3月末時点で石巻圏域では処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中、黒川圏域では試験焼却は終了しその後は農地還元の方針となっている。また、栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針について平成30年11月に合意し、令和2年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめるとともに、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認した。現在、集約化の実施に向けて、県・保管市町と調整を行っている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】</p> <p>仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が着実に進んでおり、埋立処分に処理の段階が移行しているため、一昨年度に測定指標を特定廃棄物埋立処分施設への搬入量としている。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	則久雅司(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------------------	--------	------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-46)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	401,114	326,813	459,104	212,505
	補正予算(b)	▲ 61,810	133,536	▲ 97,888	—	
	繰越し等(c)	▲ 1,828	▲ 124,042	209,995		
	合計(a+b+c)	337,476	336,307	571,211		
執行額(百万円)	281,580	257,683	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋) 					

測定指標	除去土壌等の仮置場等の解消等	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。、除染特別地域においては令和3年3月末時点で86か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で193か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。、除染特別地域においては 令和3年3月末時点で146か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で541か所の原状回復が完了している。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っている(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>	長期的な目標 除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	—

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和2年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和3年3月末時点で全体面積の約77%に当たる約1,235haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、令和3年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m³のうち累計で約1,055万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。また、飯館村では食用作物の栽培実験を実施し、放射性セシウム濃度が0.1～2.3Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となっている。</p>					長期的な目標	-	
							中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理		
		基準値	実績値					目標値	達成
	仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	△
	年度ごとの目標値	-	18.4万m ³	53万m ³	183.9万m ³	405.9万m ³	386.9万m ³	254万m ³	
			15万m ³	50万m ³	180万m ³	400万m ³	400万m ³		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、除染特別地域においては令和3年3月末時点で86か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で193か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、除染特別地域においては令和3年3月末時点で146か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和2年12月末時点で541か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和3年3月末までに6回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っている(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。 ○「令和2年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送量については「前年度と同程度の量を輸送する」という定性的な目標を立てており、令和元年度の目標値と同値である400万 ³ に数字上到達はしていないものの、令和2年度は約386.9万 ³ の除去土壌等を搬入しており、概ね前年度と同程度の量の輸送を実現しているところ。また、令和3年3月末までに、輸送対象物量約1,400万 ³ のうち累計で約1,055万 ³ の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、約1,235haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認し、飯館村では栽培実験等により農地としての安全性を確認した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「令和3年度の間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名	川又孝太郎(環境 再生事業担当参 事官) 鮎川智一(環境再 生施設整備担当 参事官)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-47)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,170	2,077	1,976	1,887
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,170	2,077	1,976	
執行額(百万円)	1,343	1,487	1,418			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	○
		15	23	25	23	27	27	20	
		年度ごとの目標値						20	
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	○
		83	-	-	-	-	83	80	
		年度ごとの目標値						80	
	③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		R2年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	○
		98	-	-	-	-	98	80	
		年度ごとの目標値						80	
	④福島県「県民健康調査」の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	○
		福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) <被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、27件の採択等を行った。 <安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、83%の受講者満足度を得た。 <放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、44件の専門家派遣を実施した。98%の受講者満足度を得た。 <福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。

評価結果	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。 <被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 <安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。 <放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。なお、令和4年春までに特定復興再生拠点区域の避難指示は順次解除される予定であり、放射線による健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。 <福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。
	【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。 【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する。
	次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名	鈴木章記(放射線健康管理担当参事官)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	--------	--------------------	----------	--------